

| No. | 提供先            | ①法令上の根拠             | ②提供先における用途                                                     | ③提供する情報                                                                                                                    | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度              |
|-----|----------------|---------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 1   | 厚生労働大臣         | 番号法第19条第8号及び別表第二の1  | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの                                      | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 2   | 全国健康保険協会       | 番号法第19条第8号及び別表第二の2  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 3   | 全国健康保険協会       | 番号法第19条第8号及び別表第二の2  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 4   | 健康保険組合         | 番号法第19条第8号及び別表第二の3  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 5   | 厚生労働大臣         | 番号法第19条第8号及び別表第二の4  | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 6   | 全国健康保険協会       | 番号法第19条第8号及び別表第二の5  | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 7   | 全国健康保険協会       | 番号法第19条第8号及び別表第二の5  | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                                                            | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 8   | 都道府県知事等        | 番号法第19条第8号及び別表第二の26 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の撤収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 9   | 市町村長           | 番号法第19条第8号及び別表第二の27 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 10  | 社会福祉協議会        | 番号法第19条第8号及び別表第二の30 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 11  | 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号法第19条第8号及び別表第二の33 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 12  | 国家公務員共済組合      | 番号法第19条第8号及び別表第二の39 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 13  | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法第19条第8号及び別表第二の42 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 14  | 厚生労働大臣又は共済組合等  | 番号法第19条第8号及び別表第二の46 | 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの             | 国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 15  | 地方公務員共済組合      | 番号法第19条第8号及び別表第二の58 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 16  | 市町村長           | 番号法第19条第8号及び別表第二の62 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                              | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 17  | 後期高齢者医療広域連合    | 番号法第19条第8号及び別表第二の80 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの     | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの                                                                                                   | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |

| No. | 提供先     | ①法令上の根拠             | ②提供先における用途                                     | ③提供する情報                  | ⑥提供方法          | ⑦時期・頻度              |
|-----|---------|---------------------|------------------------------------------------|--------------------------|----------------|---------------------|
| 18  | 都道府県知事等 | 番号法第19条第8号及び別表第二の87 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |
| 19  | 市町村長    | 番号法第19条第8号及び別表第二の93 | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 情報提供ネットワークシステム | 情報提供ネットワークシステムにより随時 |